

## (4) 非営利法人各論

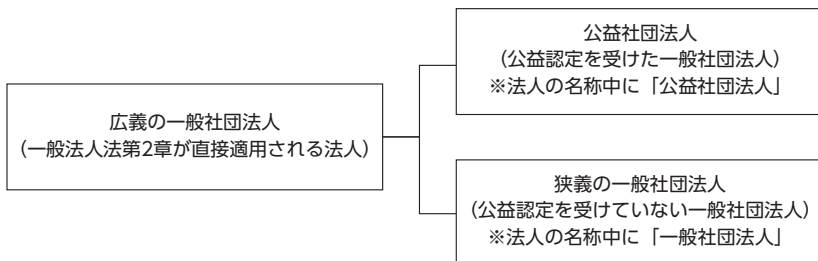
以下では、各種非営利法人ごとに、非営利法人の基準及び非営利性を補完するルールがあてはまるのか検討する。

### ① 一般社団法人及び公益社団法人

#### (a) 概要

一般社団法人は、事業内容に制限がなく、一般法人法に定める一定の要件を充足すれば自動的に法人格が認められる準則主義が採用されており、社団法人型の非営利法人の基本形といえる。一般社団法人のうち、内閣総理大臣又は都道府県知事から公益認定を受けたものを公益社団法人という（公益認定法2条1号）。すなわち、公益社団法人も一般社団法人の一種である。そのため、「一般社団法人」という用語は、公益社団法人も含めた広義で使われる場合と、公益社団法人でない一般社団法人のみを指す狭義で使われる場合がある。なお、公益認定を受けていない一般社団法人は、その名称中に「一般社団法人」という文字を用いなければならない（一般法人法5条1項、公益認定法9条6項）、公益認定を受けた一般社団法人は、その名称中に「公益社団法人」という文字を用いなければならないことから（公益認定法9条3項）、法人の名称に「一般社団法人」という文字が用いられている法人は、公益認定を受けていない一般社団法人（狭義の一般社団法人）である。

【図1：一般社団法人の分類】



公益認定を受けていない一般社団法人は、さらに2つの視点で細分することができる。まず第1に、非営利型法人とそうでない法人との区別である。第2に、移行法人とそうでない法人との区別である。なお、非営利型法人も移行法人も、一般社団法人及び一般財団法人のいずれをも含む用語であるが、ここでは一般社団法人のみを対象として記載する。

非営利型法人とは、法人税法2条9号の2に定義されている。公益認定を受けていない一般社団法人のうち、非営利型法人に該当しないものは、すべての所得に対して法人税が課されるが、非営利型法人に該当すれば、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税を課される（法人税法4条1項）。非営利型法人に該当するための要件については、法人税法施行令3条に規定されている。非営利型法人には、非営利徹底型と呼ばれるものと、共益型と呼ばれるものがあり、要件が異なっている。それぞれの要件の詳細は後記第2章2で詳述するが、非営利型法人に該当するための要件として、残余財産の帰属先の限定に関するルールが課されている。

移行法人とは、平成20年12月1日に公益法人関連3法が施行され、整備法により民法が改正される前の民法（平成18年改正前民法）に基づいて設立された社団法人のうち、一般社団法人に移行し、移行の際に作成した公益目的支出計画の実施が完了していないものである。平成18年改正前民法に基づいて設立された社団法人は、移行時においては「公益に関する社団」（平成18年改正前民法34条）であったことから、移行時に保有している財産は、当該法人が目的とする公益のために使われるべきものであるところ、本来公益のために使われるべき財産が私益のために費消されることを防止するため<sup>63</sup>、移行時点での純資産を基礎として算定した額（公益目的財産額）を、移行後に公益目的に支出することとされた<sup>64</sup>。具体的には、移行の際に作成した公益目的支出計画の実施が完了するまでの間、公益目的支出計画に定めるところに従って公益の目的のための支出を行わなければならない（整備法123条1項）。そのため、移行法人が、公益目的支出計画の実施完了前に清算する

63 梅澤敦「公益法人制度改革関連3法」ジュリスト1323号（2006年11月）98頁。

64 新公益法人制度研究会編『一問一答 公益法人関連三法』（商事法務、2006）272～273頁。

場合には、公益目的財産残額に相当する額の財産を国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益認定法5条17号イからトに掲げる法人（学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人等。詳細は後記第2章④(4)参照）に帰属させなければならない旨の規定が設けられている（整備法130条）。

表9のうち、①又は②に該当する一般社団法人は、非営利型法人の規律が適用される。また、①及び③に該当する一般社団法人は、移行法人の規律が適用される。すなわち、①に該当する一般社団法人は、非営利型法人の規律も、移行法人の規律も、いずれも適用される。

【表9：狭義の一般社団法人の分類】

	非営利型法人である 一般社団法人	非営利型法人でない 一般社団法人
移行法人である一般社団法人	①	③
移行法人でない一般社団法人	②	④

(b) 非営利性に関するルールの適用状況

広義の一般社団法人における非営利性に関するルールの適用状況は、表10のとおりである。

一般社団法人の構成員である社員は、剰余金分配請求権、残余財産分配請求権、持分の払戻しを受ける権利のいずれも有しない。一般法人法11条2項は、「社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない」と規定しており、また、一般社団法人の社員は、法人財産に対する持分を持たないため、持分の払戻しを受ける権利も認められない。

資金拠出者に対する規制としては、基金制度に関し、基金の返還に関する債権には、利息を付すことができないこととされている（一般法人法143条）。

特別の利益供与の禁止については、非営利型法人及び公益社団法人に適用される。非営利型法人のうち、非営利徹底型の非営利型法人については、その要件の一つに、他の要件のすべてに該当していた期間において、「剰余金

【表10：広義の一般社団法人における非営利性に関するルールの適用】

	非営利型法人 でも移行法人 でもない一般 社団法人	非営利型法人		移行法人	公益社団法人
		非営利 徹底型	共益型		
剰余金分配 請求権	定款に規定しても無効（一般法人法11条2項）				
残余財産分配 請求権	定款に規定しても無効（一般法人法11条2項）				
持分の払戻し を受ける権利	法人の財産に対する持分なし				
資金拠出者に 対する規制	基金の返還に関する債権は利息なし（一般法人法143条）				
特別の利益 供与の禁止	×	法人税法施行 令3条1項3 号	法人税法施行 令3条2項6号	×	公益認定法5 条3号・4号
残余財産の 帰属先の限定	×	国・地方公共 団体・公益法 人・公益認定 法5条17号イ からトに掲げ る法人（法人 税法施行令3 条1項2号）	特定の個人又は 団体（国・地方 公共団体・公益 法人・公益認定 法5条17号イか らトに掲げる法 人を除く）に帰 属する旨の定め がないこと（法 人税法施行令3 条2項5号）	公益目的財産残 額の範囲におい て、国・地方公 共団体・類似の 事業を目的とす る他の公益法人 又は公益認定法 5条17号イから トに掲げる法人 （整備法130条）	国・地方公共 団体・類似の 事業を目的と する他の公益 法人又は公益 認定法5条17 号イからトに 掲げる法人 （公益認定法 5条17号・18 号）

の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えること」を行うことを決定し、又は行ったことがないことが挙げられている（法人税法施行令3条1項3号）。共益型の非営利型法人については、その要件の一つに、他の要件のすべてに該当していた期間において、「特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと」が挙げられている（法人税法施行令3条2項6号）。

公益社団法人においては、公益認定の基準の中に、特別の利益供与の禁止に関するものとして、以下の2点が挙げられている。

(i) その事業を行うにあたり、以下の関係者に対し特別の利益を与えないものであること（公益認定法5条3号、公益認定法施行令1条、公益認定法施行規則1条）。

- ① 理事、監事又は使用人
- ② 社員又は基金拠出者
- ③ ①～②に掲げる者の配偶者又は3親等内の親族
- ④ ①～③に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ⑤ ①～②に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑥ ②に掲げる者が法人である場合にはその子法人

(ii) その事業を行うにあたり、以下の者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない（公益認定法5条4号、公益認定法施行令2条、公益認定法施行規則2条）。

- ① 株式会社その他の営利事業を営む者
- ② 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く）を行う個人又は団体
- ③ 社員等（社員その他の構成員又は会員等）の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

「会員等」とは以下のものを指す。

- ・ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者
- ・ 特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者

残余財産の帰属先の限定については、非営利型法人、移行法人、公益社団法人に適用される。まず、非営利徹底型の非営利型法人においては、残余財産の帰属先について、以下のいずれかの中から指定する旨の定款の定めが必要である（法人税法施行令3条1項2号）。

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 公益認定法5条17号イからトに掲げる法人

他方、公益社団法人においては、残余財産の帰属先について、以下のいずれかの中から指定する旨の定款の定めが必要である（公益認定法5条18号）。

- ・ 国又は地方公共団体
- ・ 類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 類似の事業を目的とする公益認定法5条17号イからトに掲げる法人

両者を比較すると、公益社団法人においては、残余財産の帰属先に「類似の事業を目的とする」との要件が加わっており、シ・プレ原則（34頁）が採用されている。

移行法人においては、公益目的財産残額の範囲においてであるが、残余財産について、公益社団法人と同様の範囲の法人に帰属させなければならない（整備法130条）。移行法人は、公益目的財産残額の範囲においては、公益法人としての扱いを受けるものといえる。

なお、共益型の非営利型法人については、その定款において、残余財産に関し、特定の個人又は団体に帰属する旨の定めがないことが求められているが、国・地方公共団体・公益法人・公益認定法5条17号イからトに掲げる法人を帰属先に指定することは可能である（法人税法施行令3条2項5号）。

また、公益社団法人においては、残余財産の帰属先の指定に関連して、一般社団法人に移行する場合（すなわち、公益認定が取り消された場合）や、一般社団法人又は一般財団法人と合併した結果消滅する場合の手当てもなされている。すなわち、それらの場合には、公益認定取消の日又は合併の日から1か月以内に公益目的取得財産残額<sup>65</sup>に相当する額の財産を、国若しくは地方公共団体又は類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益認定法5